

第19回那須塩原市駅伝競走大会 大会要項（案）

1 目的

本大会は、駅伝競走を通して市民がスポーツに親しみ、市民相互の交流の機会を設けるとともに、陸上競技の競技振興に寄与することを目的として実施する。

2 主催

那須塩原市教育委員会 特定非営利活動法人那須塩原市スポーツ協会

3 主管

那須塩原市陸上競技協会

4 協力

那須野が原公園 那須塩原市スポーツボランティア

那須塩原市サイクリング協会 ブラーゼンサイクリング俱楽部

5 日時・大会スケジュール

令和6年10月5日（土） ※小雨決行、荒天中止（天候判断は午前6時）

(1) 受付	午前 8時15分	～	午前8時50分
(2) 開会式	午前 9時00分	～	午前9時15分
(3) 一般・高校の部 競技開始	午前 9時40分		
(4) 中学混合の部 競技開始	午前11時40分		
(5) 閉会式	午後 1時15分	～	午後1時30分

6 場所

那須野が原公園 特設コース

7 区間・コース

【一般の部・高校の部】

6区間 18.2km 1区：3.7km 2区～6区：2.9km

【中学混合の部】

7区間 17.6km 1区：3.2km 2区～7区：2.4km

各部門とも、コースは別紙コース図を参照

8 参加資格

(1) 一般の部

正競技者6名、補欠競技者4名以内で1チームを編成すること。このうち、そのチームを構成するメンバーの半分以上が那須塩原市民、市内通勤者、市内通学者（高校生は除く）となるように編成すること。

一つの団体から複数チームが出場する場合、補欠競技者を共有することができる。

(2) 高校の部

市内に所在する高等学校単位で、正競技者6名、補欠競技者4名以内で1チームを編成すること。

複数チームが出場する場合、補欠競技者を共有することができる。

(3) 中学混合の部

市内に所在する中学校単位で、男子正競技者4名、女子正競技者3名、補欠競技者4名以内で1チームを編成すること。各校とも3チームまで出場することができる。

複数チームが出場する場合、補欠競技者を共有することができる。

9 表彰

各部門とも総合成績第3位までを表彰し、賞状と賞品を授与する。

各部門の区間1位を区間賞として表彰し、賞状と賞品を授与する。

区間新記録を樹立した場合、賞状と賞品を授与する。

10 アスリートビブス

- (1) 競技者は、主催者が用意するアスリートビブスを、正面及び背面にナンバーを読み取ることができるように取り付けること。
- (2) アスリートビブスは競技中に外れることがないよう、安全ピン等で確実にウエアに取り付けること。
- (3) アスリートビブスの黒色の数字はチーム番号を、赤色の数字は区間番号を示す。
- (4) アスリートビブスは大会終了後、10月29日(火)までにスポーツ振興課に返却すること。

11 たすきについて

- (1) たすきは主催者にて用意する。レンタル品であるため、競技終了後は中継所競技役員の指示に従い返却すること。また、紛失等があった場合には実費を請求するので注意すること。
- (2) たすきにはトランスポンダー（記録計測用ICチップ）を取り付けているが、これを外した場合記録計測ができないため、必ず配られたままの状態で使用すること。
- (3) 競技中にたすきが解けてしまうことがないよう、十分な準備を行うこと。

12 ユニフォームについて

高校の部及び中学混合の部において、競技者が着用するユニフォーム等については、同じチームであることが識別できるようなデザインや配色であれば、形状は問わない。
ただし一般の部については、統一されたユニフォーム等でなくとも差し支えない。

13 参加申込方法

いずれの部も令和6年9月11日（水）正午までに、市ホームページに掲載する「様式1 参加申込書」（Excelファイル）をメールにて提出すること。
情報の集約および集計作業の効率化を図るため、可能な限りメールによる提出とするが、不

可能な場合はスポーツ振興課に相談すること。

【提出先】那須塩原市教育委員会事務局 スポーツ振興課 市駅伝大会担当宛
電話 0287-37-5439
メール sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

1.4 競技者の最終登録および当日競技者変更について

- (1) 各チームの出場メンバーの最終登録は令和6年10月2日（水）正午までとする。この時点までであれば、9月11日の当初申込に登録がなかった競技者も新たに登録することができるが、これ以降は新たな競技者を追加登録することはできない。
- (2) 10月2日（水）から大会までの間に、区間に登録されていた競技者がケガ、病気その他真にやむを得ない事情により出場できなくなった場合のみ大会当日の競技者変更を認める。
- (3) 上記（2）の理由により、やむを得ず当日の競技者変更を行う場合は、午前8時50分までに大会本部に「当日競技者変更届」に変更箇所を記入し提出すること。ただし、当日の競技者変更は補欠競技者からの変更とする。
- (4) 一つの団体から複数チームが出場する場合、補欠競技者は共有することができる。
- (5) 一つの団体から複数チームが出場する場合、既に区間登録されている正競技者同士を入れ替えることはできない。

1.5 救護体制

- (1) 大会主催者は、救護所及び医務員を用意する。救護所は大会本部テント横に設置する。
- (2) 競技中に発生する突発的な傷病に対し、主催者では応急手当までは行うが、それ以降は各自の責任において医療機関の受診等適切な措置を取ること。
- (3) 参加者各自で体調に留意し、万が一体調がすぐれない場合は出場を見合わせるなど適切に対応すること。

1.6 傷害保険

傷害保険については、主催者で加入する。

1.7 代表者会議

令和6年9月19日（木）午後7時00分～
那須塩原市役所西那須野庁舎1階 100会議室
上記日時及び場所において代表者会議を行う。参加するチームの代表者1名は必ず出席し、競技運営上の注意事項等について確認を行うこと。

1.8 試走に関する注意事項

- (1) 試走を行う場合、必ず那須野が原公園管理事務所に備え付けの受付簿に必要事項を記入してから行うこと。
- (2) 試走可能な時間帯は平日・土曜・休日いずれも午前9時～午後5時までである。時間を

厳守して試走を行うこと。

なお、令和6年7月18日（木）～8月18日（日）までは那須野が原公園ファミリーポールの営業期間であり、公園来場者が多数いることから、事故防止のため試走は行わないこと。

- (3) 試走を行う場合は公園の一般利用者を優先し、大きく横に広がって走るなどして園路を塞ぐような方法での試走を行わないこと。
- (4) 本大会のコースの一部は一般道を使用している。一般道部分の試走を行う場合は交通事故等に十分注意して行うこと。
- (5) 路上に距離ポイント等のマークを施す場合は各自で用意したカラーコーンやマーカー等を用い、チョークや石灰、スプレー等の路面に痕跡を残すような方法でのマーキングは禁止する。
- (6) 事故やトラブル等は参加者の責任において対応し、一般利用者や公園管理事務所に迷惑をかけないこと。

1.9 大会参加にあたっての注意事項

- (1) 大会当日は、競技中であっても公園には多くの一般利用者がいることが予想される。事故等には十分注意すること。
- (2) 競技中は円滑な競技運営と安全の確保のため、コース及び中継所に競技者と競技役員以外の者が立ち入ることを禁止する。
- (3) 応援はコース外で行うこと。この際、持っている旗や幟、その他手に持っているものがコースに飛び出し、競技者や周囲の観客に危険を及ぼさないよう十分注意すること。
- (4) 市道部分での応援について、トラブル防止のため南駐車場からピラミッド温泉前までの区間での応援は禁止する。
- (5) 安全の確保及び競技の公平性を維持するため、全ての場所において伴走を禁止する。
- (6) ウオーミングアップ等は一般利用者等の安全に配慮し、コース外で行うこと。
- (7) ゴミ等は各自責任を持って持ち帰ること。
- (8) 公園内は火気厳禁であるので火気の使用は行わないこと。また喫煙等は、指定の喫煙所において行うこと。
- (9) 参加者及び大会応援での来場者の駐車場は必ず正面駐車場を利用し、他の駐車場は利用しないこと。また、周辺道路への路上駐車は絶対に行わないこと。
- (10) 本大会に関わる問い合わせは全てスポーツ振興課に行うこととし、那須野が原公園への問い合わせは行わないこと。

【問合せ先】

那須塩原市教育委員会事務局 スポーツ振興課

那須塩原市駅伝競走大会担当

TEL 0287-37-5439

メール sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

20 肖像権及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 大会事務局が参加者から取得した個人情報は、厳重かつ適切に管理し、本大会の運営に必要な範囲において利用する。
- (2) 本大会の参加申込書をもって、個人情報の利用に同意したものとみなす。
- (3) 大会当日の様子を、報道機関が写真撮影等を行う場合がある。

一般の部・高校の部 (6 区間 18.2 km)

区間		招集開始時刻	招集完了時刻	通過予定時刻	距離(km)
1 区	噴水広場～せせらぎ広場～テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	9：15	9：25	9：40 (発走)	3.7
2 区	テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	9：26	9：36	9：51	2.9
3 区	テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	9：35	9：45	10：00	2.9
4 区	テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	9：44	9：54	10：09	2.9
5 区	テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	9：53	10：03	10：18	2.9
6 区	テニスコート管理棟前～風車前～水車小屋前～テニスコート管理棟前	10：02	10：12	10：27	2.9

(先頭フィニッシュ予定時刻 10：36)

中学混合の部 (7 区間 17.6 km)

区間		招集開始時刻	招集完了時刻	通過予定時刻	距離(km)
1 区 (男子)	噴水広場～せせらぎ広場～テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：15	11：25	11：40 (発走)	3.2
2 区 (女子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：25	11：35	11：50	2.4
3 区 (男子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：32	11：42	11：57	2.4
4 区 (女子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：39	11：49	12：04	2.4
5 区 (男子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：46	11：56	12：11	2.4
6 区 (女子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	11：53	12：03	12：18	2.4
7 区 (男子)	テニスコート管理棟前～湿生広場前～テニスコート管理棟前	12：00	12：10	12：25	2.4

(先頭フィニッシュ予定時刻 12：32)

大 会 規 定

1 大会に適用する規定

- (1) 本大会は、2024年度（公財）日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準、本大会要項及び本大会規定により行う。
- (2) 上記（1）のいずれによても裁定することができない事項は、審判長の判断による。

2 競技者の招集

- (1) 競技者は、招集所において競技者本人が招集を受けてから出場すること。
- (2) 招集所は1区のみ公園管理事務所に、それ以外の区間は大会本部付近に設ける。
- (3) 招集完了時刻に遅れた場合棄権したものとみなす。
- (4) あらかじめ棄権する意思がある場合も、招集所の競技役員にその旨を申し出ること。

3 中継所

- (1) 中継所はファミリープール前に設ける。
- (2) たすきの中継は中継線よりも進行方向側で行い、必ず手渡しで行うこと。投げて渡した場合は失格となる。
- (3) 競技の円滑な進行及び安全確保のため、競技役員の指示があるまで中継所には立ち入らないこと。また、競技終了後は後続の競技者に注意し、速やかに中継所外に出ること。
- (4) 中継所内には、競技者、競技役員、記録計測業者、その他大会事務局から許可のあった者以外の立入りを固く禁止する。
- (5) 中継所及び中継所の前後100メートルのエリアにおける応援は、円滑な競技運営の妨げとなるため禁止する。

4 繰り上げスタート

繰り上げスタートは原則として行わない。ただし、審判長が繰り上げスタートの必要性を認めた場合はこの限りではない。

5 弃権の場合の記録の措置

- (1) 途中棄権があった場合、それまでの総合成績は公式記録として認めるが、棄権があった区間以降の総合成績はオープン参加となり、参考記録として扱う。
- (2) 区間記録について、棄権があった区間より後の各区間の記録を公式記録として認める。
- (3) 弃権する場合は、近くの競技役員にその旨を申し出ること。
- (4) 弃権があった場合、次の区間の競技者のスタートは最後尾のチームと同時にスタートする。

安心・安全な大会運営のために

(2023年11月10日、日本陸上競技連盟通知「駅伝競走・マラソンにおける競技規則（助力）の周知徹底に関するお願ひ」より)

本大会では、競技者の健康に配意し、安心・安全な大会運営を行うために以下の競技規則に沿つての大会運営を行います。

○競技規則 第7部 道路競走：TR55 道路競走 55.7 安全〔国内〕 ※一部割愛

- (1) 走路上の審判員は常に競技者の状態をチェックする。競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは直ちに声掛けを行ない、健康状態の確認を行う。この声掛けは助力とは見なさない。
- (2) 競技者が転倒や意識混濁、疾病等により走行困難となって歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、審判員や大会医療スタッフは必要に応じて介護を行う。このために一時的に競技者の身体に触れることは、助力とは見なさない。
- (3) 上記(1)、(2)の事象が生じたときは、当該および周囲の審判員または大会医療スタッフは直ちに大会本部へ連絡を行い、審判長または医師の判断による指示に従って当該競技者に対応する。
- (4) 審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

○駅伝競走規準 第3条 競技会役員の任務 3. 審判長(b)

- ・競技続行不可能と判断された競技者を中止させる権限を有する。
- ・審判長の権限を技術総務、競走審判員、監察員等に委任しておく必要がある。

競技者の健康上の安全を最優先とし、競技者が走行不能な状態に陥った場合、審判長又は審判長から権限を委譲された競技役員が、競技者本人がなおも競技を続行する意思を持っていたとしても、競技を中止させる場合がありますので、その場合は現場の競技役員の指示に従ってください。

また、観戦している箇所の近くにおいて、競技者に異変があった場合、近くの審判員や大会本部へお知らせくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

詳細については、以下のQRコードからご確認ください（日本陸上競技連盟ホームページ）。



日本陸上競技連盟 HP